

ギャンブル等依存症対策基金について

(1) ギャンブル等依存症対策基金の設置

＜経過＞

令和4年10月26日、9月議会において大阪府基金条例の一部を改正する条例「ギャンブル等依存症対策基金の設置」が可決。

＜設置目的＞

府民と協働し、府民が安心して健康的に暮らせる社会の実現を目的とするギャンブル等依存症対策の取組みを推進するため。

＜条例施行日＞

令和4年11月25日

(2) 基金の使途

「ギャンブル等依存症対策基金」の設置目的を踏まえ、基金は医療機関、市町村、民間団体等が行うギャンブル等依存症の本人及びその家族等を支援する取組みに活用することを検討。

【取組み例】

医療機関、市町村、民間団体等が行う

- ・医学的支援
- ・調査研究
- ・生活援助
- ・就労支援
- ・社会参加支援

など

➢基金を活用した具体的な事業については、寄附の状況なども踏まえ
今後検討する。

(3) 基金の周知について

今後、ホームページやチラシ等様々な広報媒体を活用し、府民をはじめ関係団体や市町村等に対して広く周知を行う。